

支部総会で活発な議論が行われました

中央支部の総会には中華料理ちゅーさんのお店をお借りして10名の参加で開催されました。本部総会の討議では、「北朝鮮の問題が、連日のようにテレビなどで、今にもミサイルが飛んでくるかのような報道がされている。だから日本も防衛力を高めないか」と思う人が増えるのと違うか」「日本がアメリカの言いなりから、積極的に協力する立場になってるんやなあ」などの声が上がリ、マスコミの影響力や本来果たさなければいけないのは何かなど議論になりました。また、「島本町の町長選挙で32歳の青年が自民・公明・維新が推す候補を抑えて当選した。共産党や新社会党などの市民の連合でつかんだ勝利。こうした動きが全国で沸き上がってほしい」と市民が主流になった野党共闘で政治を変えたいという思いが出され、参加者から本当にそうやなど共感の声が上がりました。

あい川支部の総会には7人の参加で行いました。本部総

会の議案書を読み合せ、討議をしました。最初に丸橋さんから「トランプ政権や北朝鮮が何をするか分からないけど、一番怖いのは安倍さんやと思う。国際法にも違反してシリアに攻撃をかけたアメリカに賛同したり、国連の核兵器禁止条約のための会議に参加しないなんて、唯一の被爆国なのに考えられない。」と意見が出され参加者からも「戦争をしたいのかな」「怖いね」と声が上がりました。また、「共謀罪って、こうやって集まってる」と疑われて捜査の対象になってしまふんやね。これってホントに怖いね」など今安倍政権が戦争する国づくりに躍起になっていることへの不安や怒りが話し合われました。組織活動の面では、岡崎さんから今、吹田民商が進めている相談活動と組織建設の一体化について、要求相談を受けている会員さんに寄添い一緒に解決していく中で会員を増やす活動や新聞を配ってもらう活動に参加してもらえ

る人をたくさん作って、くことが今後の民商運動を強く大きくしていくことになる。みんなで頑張っていきましょう」と方針案を実行しようとして訴えられました。

江坂西支部は豊二地区公民館で総会を開催しました。比嘉支部長のあいさつがあり、その後石川府議から来賓あいさつがありました。森友学園問題についてHさんから「毎日事務所に行くのに、あの前を通っている。9メートル地下にゴミがあるので大幅値引きをしたと言っていたが、掘り返した様子はなかったよ。あの話は嘘じゃないかな。我々の財産がタダみたいないな値段で払い下げられたなんてけしからんなあ。」と憤りを隠しきれませんでした。Mさんから「去年は支部のレクレーションがなかったみたいだが、親睦のためには必要ではないですか。」という提案があり、さっそく企画することにしました。支部長の提案により、支部は役員が少ないこともあり、みんなで支部活動を支えていこうということになりました。

北支部の総会には4月25日(火)に7人の参加で開催されました。本部総会議案の討議では、「日本はアメリカの言いなりになっている。これでは本場の意味での独立国家とは言えない」「アメリカという国はどこまでも卑怯な国やと思う。武力で威嚇すれば自分の言うことを聞かすと思っているのかな」「そのアメリカに物が言えない安倍さんはもつとあかんと思う」など参加者から意見が出されました。最後に月田さんから「4党ががっちり組んで、選挙で勝たんとあかん。そのことが政治を変える力になるし大切なことやともう。みんな頑張っていかなとあかん」と話されました。その後、懇親会では、昨年入会して初めて総会に参加された方もおられ、自己紹介を行い、それぞれの方が仕事の中心について質問されたり、こんな仕事を頼んだらやってもらえるのかなど交流を深めました。

老齢年金 資格期間が25年から10年に短縮されます

これまで老齢年金を受け取るためには、保険料納付済み期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則25年(300か月)以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年(120か月)以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

平成29年8月1日時点で 資格期間が10年以上25年未満の方

資格期間が10年以上25年未満の方には順次、日本年金機構から「年金請求書」が送られてきます。必要事項を記入し手続きをします。送付の時期は、下記の表を確認してください。手続きをしなければ年金は支給されないの注意が必要です。請求手続きはすべて加入期間が国民年金第1号被保険者の方は市区町村、厚生年金や共済年金などの加入期間がある方は年金事務所で手続きが必要です。

資格期間10年未満でも受け取れる可能性

平成29年8月1日時点で、資格期間が10年未満の60歳以上の方でも、任意加入制度や後納制度を活用することで年金を受け取れる可能性があります。この制度の活用については、一定の条件があります。年金事務所へ問い合わせ活用できるか確認しましょう。持ち主のわからない年金記録は、いまだに2000万件あると言われています。資格期間を確認したい方もこの機会に年金事務所に問い合わせることをお勧めします。不明な点は事務局までお問い合わせください。

生年月日	送付の時期
大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】	平成29年5月下旬～6月下旬
昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	
昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】	平成29年6月下旬～7月上旬
大正15年4月1日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	